



宮 崎 県 公 報

令和 6 年 10 月 15 日 (火曜日) 号外 第 39 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

選挙管理委員会告示	頁
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式……………	1
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙長及び同職務代理者の選任……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及び同職務代理者の選任……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における政見放送の放送順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	2
○令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院比例代表選出議員選挙における名簿届出政党等の名称等の掲示の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時……………	2

選挙管理委員会告示

宮崎県選挙管理委員会告示第36号

令和 6 年 10 月 27 日 執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に用いる投票用紙の様式は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

1 衆議院小選挙区選出議員選挙投票用紙

候補者氏名

**第五十回 衆議院
小選挙区選出議員選挙投票**

宮崎県選挙管理委員会之印

(注意) 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。

二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

備考

- 1 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
 - 2 あざぎ色の用紙に黒刷とする。
 - 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。
- 2 衆議院比例代表選出議員選挙投票用紙

政党その他の
政治団体の
名称又は略称

**第五十回 衆議院
比例代表選出議員選挙投票**

宮崎県選挙管理委員会之印

(注意) 政党その他の政治団体の名称又は略称は、欄内に一つ書くこと。

備考

- 1 大きさは、たて12.8センチメートル、よこ8センチメートルとする。
- 2 ピンク色の用紙に黒刷とする。
- 3 宮崎県選挙管理委員会の印は黒色とし、刷り込むものとする。

る。

宮崎県選挙管理委員会告示第37号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選

挙長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙区	選挙長		選挙長の職務代理人	
	住所	氏名	住所	氏名
宮崎県第一区	宮崎県宮崎市	茂 雄 二	宮崎県宮崎市	小 藺 真 二
宮崎県第二区	宮崎県都城市	有 村 文 雄	宮崎県宮崎市	小 藺 真 二
宮崎県第三区	宮崎県東臼杵郡諸塚村	黒 木 正 一	宮崎県宮崎市	小 藺 真 二

宮崎県選挙管理委員会告示第38号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会長及びその職務を代理すべき者として選任した者の住所及び氏名は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

選挙分会長		選挙分会長の職務代理人	
住所	氏名	住所	氏名
宮崎県宮崎市	町元 真也	宮崎県宮崎市	小 藺 真 二

宮崎県選挙管理委員会告示第42号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、各候補者届出政党が公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 150条第 1項の規定により行う政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和6年10月15日 午後6時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第39号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時
宮崎県第一区選挙会 令和6年10月29日 午前9時から
宮崎県第二区選挙会 令和6年10月29日 午前9時30分から
宮崎県第三区選挙会 令和6年10月29日 午前10時から

宮崎県選挙管理委員会告示第43号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 167条第 1項の規定により発行する選挙公報の候補者の氏名等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和6年10月15日 午後6時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第40号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙における宮崎県選挙分会の場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号 宮崎県庁特別室
- 2 日時 令和6年10月29日 午前10時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第44号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 167条第 2項の規定により発行する選挙公報の名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和6年10月15日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橋通東2丁目10番1号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和6年10月16日 午前9時30分から

宮崎県選挙管理委員会告示第41号

令和6年10月27日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙におけるポスター掲示場に公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 143条第 1項第 4号の3及び第 5号のポスターを掲示できる日は、令和6年10月15日からとする。ただし、候補者届の受理後とする。

宮崎県選挙管理委員会告示第45号

令和6年10月27日執行の衆議院比例代表選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第 100号）第 175条第 1項の規定による

投票所内及び同条第 2 項の規定による期日前投票所又は不在者投票管理者のうち政令で定めるものの管理する投票を記載する場所内に掲示する名簿届出政党等の名称等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

令和 6 年 10 月 15 日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

- 1 場所 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 10 番 1 号
宮崎県選挙管理委員会室
- 2 日時 令和 6 年 10 月 15 日 午後 6 時 30 分から

--	--